

# 佐賀大学附属図書館ラーニング・コモنزの利用に関する申合せ

平成29年3月23日

附属図書館長決裁

## (趣旨)

第1 この申合せは、佐賀大学附属図書館利用規程(平成16年4月1日制定。以下「規程」という。)第6条第5項の規定に基づき、佐賀大学附属図書館に設置するラーニング・コモنزの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (利用目的)

第2 利用者の主体的な学習及び利用者が互いにコミュニケーションを取りながら学びを深めることを目的とする。

## (ラーニング・コモنزの構成)

第3 ラーニング・コモنزに、次に掲げるスペースを置く。

- (1) グループ学習スペース
- (2) 多目的スペース
- (3) 談話スペース
- (4) ブラウジングスペース
- (5) PCグループ学習スペース
- (6) PC学習スペース

## (利用者)

第4 第3に規定するスペースの利用者は、次に定めるところによる。

スペース名	利用できる者
グループ学習スペース	規程第3条に規定する利用者。ただし、授業期(定期試験期間を含む。)は、規程第3条第1項第1号及び第2号に規定する利用者を優先する。
多目的スペース 談話スペース ブラウジングスペース	規程第3条各号に規定する利用者
PCグループ学習スペース PC学習スペース	規程第3条第1項第1号及び第2号に規定する利用者

## (専有利用)

第5 グループ学習スペース及び多目的スペースは、次に掲げる利用の場合、当該スペースの一部又は全部を、専有利用することができる。

- (1) 本学の教員が行う授業
- (2) 本学の学生・教職員が行う教育、研究を目的とした研修等
- (3) その他教育、研究を目的とした行事等で館長が適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、専有利用は、定期試験の2週間前から定期試験期間終了までの間は原則として認めない。

## (専有利用の手続き)

第6 第5に規定する専有利用を希望する者は、原則として利用予定日の3月前から1週間前までの間に、所定の申込書(別記様式)を館長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 専有利用の手続きができる者は、規程第3条第1項第1号及び第2号に規定する利用者とする。
- 3 専有利用の希望日が重複した場合は、先着順を原則とする。ただし、館長は利用理由により先着順によらない許可を行うことができる。

(その他)

第7 この申合せにより難い事項については、館長及び利用者でその都度協議し、決定するものとする。

附 則

この申合せは、平成29年3月23日から実施する。

附 則 (平成30年3月19日改正)

この申合せは、平成30年3月19日から実施する。

佐賀大学附属図書館グループ学習スペース・多目的スペース利用申込書

佐賀大学附属図書館長 殿

代表者氏名 \_\_\_\_\_  
身分【 学生 ・ 教職員 】  
所属 \_\_\_\_\_  
学部・研究科 \_\_\_\_\_  
学科・課程・専攻 \_\_\_\_\_  
学籍番号 \_\_\_\_\_  
連絡先電話番号 \_\_\_\_\_  
連絡先メールアドレス \_\_\_\_\_

佐賀大学附属図書館ラーニング・コモンズの利用に関する申合せ第6第1項に基づき、  
下記のとおり、利用を申し込みます。

記

1. 日 時 年 月 日（曜日） 時 分 ～ 時 分
2. 目 的
3. グループ学習スペース 多目的スペース
4. 利用予定人数 名（うち学外者 名）
5. 使用物品 ホワイトボード 台 大型ディスプレイ 台  
その他（ ）
6. その他，連絡事項等

---

※テーブル・椅子等は申込者に設営していただきます。使用後は復元をお願いします。  
※プロジェクタのご希望は事前にご相談ください。パソコンの貸出は行っておりません。  
※通常の会話，ディスカッション等の利用は妨げませんが，過度の音量を発する等，周囲  
の利用者の迷惑をなす行為が認められた際は，中止を求める場合があります。  
※募金，金銭の授受が発生する行為はできません。  
※利用にあたっては，図書館職員の指示に従ってください。